

中間論点整理

2015年10月

日本企業の海外展開を踏まえた
国際課税制度の在り方に関する研究会

<はじめに>

- 経済産業省においては、日本企業の海外事業活動の実態と統合的であり、かつ、移転価格税制の強化や法人税率引下げ等の税制全体の動向を踏まえた国際課税制度の在り方を検討すべく、調査事業を実施しているところ。その一環として、本年6月以降、有識者、実務家、産業界からなる研究会を開催し、これまでに4回にわたり議論を行ってきた。
- 本中間論点整理は、本研究会におけるこれまでの論点及び意見の整理を行ったもの。なお、本研究会での今後も含めた議論を踏まえて、平成27年度末を目途に調査報告書を取りまとめる予定。

<各回の議題>

第1回: グローバル企業立地の現状

第2回: 各国における国際課税制度の概要

第3回: 外国子会社配当益金不算入制度の経済効果

企業のグローバル活動の実態と現在の国際課税制度との関係

第4回: 主要各国の企業実態及び産業政策と税制との関係

I. 基本的な問題意識

【ポイント】

- 各国は自国企業の国際競争力(「稼ぐ力」)を高めるとともに、そのような企業の重要な機能を国内に留めようとする政策(立地競争力の強化)を追求しながら国際課税制度を構築しているのではないか。
- 米国は元来、立地競争力が強いことを前提に、高い法人税率を維持し、米企業に対する全世界所得課税を徹底しているのではないか。英国は立地競争力の強化に重きをおいて、パテントボックスの導入、法人税率の引下げを実施しているのではないか。一方、日本は立地競争力、外で稼ぐ力のいずれも十分ではなく、税制の検討においては国際競争力や立地競争力を強化する観点が必要ではないか。
- 欧米を中心に議論が展開されているBEPSプロジェクトを、日本にそのまま適用することについては日本の企業実態やCFC税制の位置付けを踏まえて十分な吟味をする必要があるのではないか。
- 国外所得に対する課税方式の観点を踏まえ、日本のCFC税制を検討すべきではないか。

- 欧米各国は自国企業の競争力を高めるなど、産業政策の下、最適な国際課税制度が構築されているように思われる。
- 米国は資本輸出中立性の観点から全世界所得課税を維持した国際課税制度が構築されている。一方で、立地競争力が強いいため、法人税率が高くても対内直接投資を呼び込むことができる。
- 英国は、パテントボックスの導入や法人実効税率の引下げなど、租税の在り方として、自国の立地競争力を高めることに注力しているのではないか。
- BEPSプロジェクトは、現状の税制を改善することでアグレッシブなタックスプランニングを防ぐといった、法学的なアプローチが中心。一方、日本の国際課税制度を考えるときには、日本企業の海外進出の実態、実態に則した実証的な分析、産業政策の在り方を意識して、国民の経済効率を高めるために最適な制度を構築することが必要ではないか。
- 各国におけるBEPSの捉え方は、各国の立場で大きく異なる。各国にお

いてある程度調和した制度にならなければ、最終的にイコールフットイングの観点から企業が影響を受ける。このため、BEPS 行動計画の報告書を踏まえた各国の動向を見ていかなければならない。

- 日本企業の国際競争力(「稼ぐ力」)を強化するため、国際課税制度の検討においても海外展開企業の競争力や国内立地競争力を高めるといった観点が必要。
- 一方で、①各国法人税率の水準が企業のグローバル活動にどのような影響を与えているか、②各国の法人税率の水準と租税回避防止規定がどのような関係を持っているか、といった議論も必要であると考えられる。
- 現行の CFC 税制は、簡素化の観点からエンティティアプローチになったと聞いており、現在はエンティティアプローチが定着しているので、改めてインカムアプローチに変更するのであれば、それなりの理由が必要ではないか。
- 基本的な視点として、外国子会社配当益金不算入制度(以下、「配当益金不算入制度」という。)の重要性は大きい。税制としても大きく舵を切った制度である。配当益金不算入制度を起点として CFC 税制を考えるという視点も良いのではないか。
- テリトリアル方式の下では、外国で稼いだ収益に対して課税をしないという考え方が大原則になると考えられる。そのような観点から、日本の CFC 税制を検討すべきではないか。
- CFC 税制を日本の税制の中でどのように位置付けるかを議論すべき。国外所得免税へ移行した上で CFC 税制を考えるか、あくまでも全世界所得課税の延長で CFC 課税を行うのかという点も議論すべき。
- 現在、日本企業は BEPS を行っていないが、今後、欧米企業のようにならざるを得ないのか、すなわち、税引後利益の最大化を株主から求められて BEPS をやらざるを得なくなるのか、あるいは、従来のような日本企業のままであるのかという点を考えるのが、今後の CFC 税制を考える上での原点ではないか。

- 「租税回避」の定義について、国内法の分野では、学問的な蓄積がある一方で、国際課税の文脈では、それほど明確にすることなく、各国、あるいは各論者が半ば自由にこの用語を使っている傾向がある。課税権を侵害されたとその国が考えたなら租税回避になるという理屈がまかり通る危険性もあり得るのではないか。重視しなければならないのは、「通常取引」とは何かであり、企業が「通常取引」をしている限りは租税回避として否認されることはないという発想ではないか。
- 中小企業にとっては事務負担の増加は大きな負担となり、結果的に海外進出の阻害要因になり得る。そのような点も考慮してほしい。

Ⅱ. 日本企業のグローバル活動の実態

1. 日本企業のグローバル活動の実態

【ポイント】

- 先進的な欧米企業はリーガルエンティティにとらわれず、各機能を分解、統合し、それらにとって最適なロケーションを選択し、配置している。一方、日本企業においては、生産、販売等の実態を伴う機能を主として海外に移転しており、各機能を最適配置している企業は少ない。また日本企業は地域統括会社など、リーガルエンティティに機能を帰属させる傾向にある。
 - 日本企業は、グローバルタックスマネジメントを実行するためのインフラ整備(IT や人材など)に投資することができていない。
-
- 日本では、先進的な欧米企業のようなグローバル化を進めていない企業が多く、統括機能、研究開発や知的財産管理等の機能は国内に留保させ、専ら、生産、販売等の実態を伴う機能のみを海外に移転させる傾向にある。海外の統括機能は欧米と比較すると発展段階にある。
 - 先進的な欧米企業は、生産性を高めるべく、機能別にグローバルで最適配置の実現を図る方向にシフト。一方、日本企業は、日本本社、地域統括等のリーガルエンティティに機能を帰属させる傾向がある。

- 中小企業は、大手の日系企業の海外シフトについていくのが精一杯で、統括機能、管理機能、研究開発機能、金融機能は本社で集中管理をせざるを得ない。海外シフトしたいと思っても金銭面以上に、人的資源が不足しているのが実情である。
- 海外進出先の選定においては、タックスプランニングではなく、進出先国のマーケットが成熟しているかという点を重視している。
- 無形資産については、原則は本社で中央集権管理し、子会社が独自で開発した無形資産は子会社で自主管理をさせている。また、重要な無形資産はすべて本社に帰属させている。
- 機能や無形資産の移転に対して税制全体の中でどのように対応すべきか、というのは重要な視点である。日本企業については機能ごとの移転は少ないかもしれないが、どのような機能を日本に残すのかといった視点からも議論する必要があるのではないか。
- 買収した会社とのシナジーを考える際に税負担を如何に効率化するか、という点も一つの要素になる。買収してから2, 3年以内にはシナジー効果が出るようにしたいが、特に欧米企業の買収の場合は文化が異なり簡単にはいかないため、時間を要する。
- 国際課税制度を検討するに当たっては、どのような業種・業態・企業の、どのような機能が、どのような形態で海外展開しているのか、といった分析が重要だと思う。
- 経済合理性・ビジネス実態のある活動(来料加工等)に対して課税されるのは問題ではないか。
- 日本企業の納税意識の高さは良いことであるが、グローバルマネジメントという感覚が弱い。欧米企業はグローバルに統一された管理が行えるようにインフラが整備されている一方で、日本企業にはグローバルでマネジメントという感覚が弱く、子会社・グループ間の取引が一元的に管理できていないため、グローバルタックスマネジメントは難しいと思う。
- 日本企業のグローバルマネジメント力が弱い要因としては英語での

発信力が弱い点と人材の多様性に欠ける点にあると思う。しかし、今後、アウトバウンドが増えることでこれらの弱みを補う人材を取り込むことにより、日本のグローバルマネジメント力も伸びると考えられる。

- 欧米多国籍企業に比べ、日本企業の親会社における税務部門の人数、及び海外子会社をサポートする部署の人数は非常に少ない。
- グローバルな日本企業の各社の税務部門は各社の税務を担うという考えである一方、欧米企業はコーポレート機能のファンクションの一つとしてタックスファンクションを捉えている印象を受ける。
- 日本企業が国内還流した資金使途をあまり把握していないという点を踏まえると、日本企業のキャッシュに対する寛容さを感じる。この点、日本企業が稼ぐ力を考える上では、意識改革が必要かもしれない。
- 日本企業は欧米企業と比較してコーポレートガバナンスが弱いため、株主利益を意識した経営がされていないのではないかと。また、これらが配当の国内還流の実態やコーポレートインバージョンに影響しているのではないかと。

2. 海外利益と国内還流の実態

【ポイント】

- 日本企業の利益率、すなわち国際競争力(稼ぐ力)は欧米企業に比べると概して見劣りする。
- こうしたことを踏まえ、国際競争力を高める等の観点から 2009 年に外国子会社配当益金不算入制度を導入。この結果、海外現地法人から日本国内への配当が促進され、海外利益の国内還流が増加。
- 他方、これに伴う高税率国から低税率国へ所得を移転するなどの租税回避行為は見受けられないことから、現時点において CFC 税制や移転価格税制を強化する必要は乏しいという見方ができるのではないかと。
- なお、ロイヤルティによる国内還流は配当ほど伸びていない。この理由は、移転価格税制の執行強化、租税条約における源泉税の取扱い等の税制上の要因に加え、各国の送金規制等、税制以外の要因も大

きいのではないか。

(1) 海外利益

- 国内立地企業に比べた海外現地法人の国際競争力(稼ぐ力)は、1995年度から2012年度の間、売上額で2倍、経常利益額で3倍、内部留保残高では8倍に拡大。
- 一方、欧米企業やアジア系企業に比べると日本企業の利益率や成長率は概して見劣りするというのが現実。

(2) 国内環流

① 配当

- 海外現地法人から国内への配当は、1995年度から2012年度の間、7倍に拡大。日本企業が海外で稼いだ資金の国内還流の動きは、中長期でも増加の見込み。
- 国内に還流した資金の用途については「不明」との回答が多く、続いて「研究開発・設備投資」との回答が多い。
- 海外現地法人からの配当金額は配当益金不算入制度導入前と比較すると約2倍に増加しており、海外現地法人からの資金還流を促すという効果が見られる。
- 配当益金不算入制度の目的は、海外現地法人からの資金還流の増大や、海外における日本企業の競争条件の公平性確保、制度の簡素化等が考えられる。
- 一方で、配当益金不算入制度は租税回避のインセンティブを高めると言われているが、日本企業では租税回避は生じているのか。生じていないのであれば何故か。移転価格税制の存在やCFC税制を強化(資産性所得に対する課税)したことにより、低税率国への所得移転が抑制されているためと言えるか。
- 国内還流した資金用途についてはお金の色はないため分からないが、配当益金不算入制度の導入により企業の資金活用の自由度が増したと考えられる。リーマンショック後の日本は、日本親会社の赤字を

避け、株主に配当するために海外子会社に滞留している資金(利益)を還流させるということは企業行動としてよく見受けられた。

- 長い間、経済学者は全世界所得課税の下での外国税額控除の仕組みが良いと主張してきたが、配当益金不算入制度の導入により、たとえ日本への投資に寄与せずとも、日本企業が海外においてイコールフットィングで競争できるようバリアをなくすことで、最終的には日本企業の価値がより高まれば良いと考えるべきではないか。
 - 配当に対する源泉税率の高い国に立地する海外現地法人ほど、配当を控える傾向が強く、配当に対する源泉税率を引き下げのための租税条約の改正が有効。
 - 低税率国の海外現地法人が配当をより増加させるという効果は見られず、低税率国へ利益を移転する節税行動に拍車がかかる懸念は少ない可能性がある。
- ② ロイヤルティ
- 配当と比較してロイヤルティによる還流が相対的に伸び悩む傾向であるのは、各国の移転価格税制の執行が厳しく、超過収益を超えたロイヤルティの支払いが困難であること、送金規制の存在等が影響している可能性がある。
 - 一方で、米国からのロイヤルティによる還流が多いのは、租税条約によって源泉税が免除されているためではないかと思う。

Ⅲ. 主要国の国際課税制度

1. 米国

- 米国は資本輸出中立性の観点から全世界所得課税を維持した国際課税制度が構築されている。一方で、立地競争力が強いため、法人税率が高くても対内直接投資を呼び込むことができる。
- 2004年に措置された本国投資法(Homeland Investment Act, 以下「HIA」という。)は、外国子会社から米国親会社に対する送金を増加させ、株主還元を通じた投資・雇用・消費に間接的に貢献したという分析がある一方で、ストックオプションを主たる報酬とする経営者を潤

したとの見方がある。

- 日本においては、米国の HIA に係る経験をそのまま当てはめることはできないものの、日米の違いを考慮することで、配当益金不算入制度分析に係る着眼点(対象となる所得、資金需要の有無、恒久的な措置なのか否か、等)を得ることができる。
- 共和党が提唱しているワンタイム課税は、全世界所得課税からテリトリアル課税に移行するに当たって、非課税・課税繰延となっている滞留資金を制度改正時に課税しようという発想になっていたと思われる。日本は平成 21 年度に制度変更しているの、本来であればワンタイム課税はその時に議論すべきものであったのではないか。
- 米国は民主党と共和党の対立があり、さらに共和党の背後にいる産業界でも意見が割れていることが、法人税改革遅延の一因となっている。
- 米国ではテリトリアルへの移行についても議論されているが進みそうにない。その理由としては今の制度のほうが良いと思っている企業も少なくなく、また制度の変更は多くのコストを要するためである。
- 米国では最近、パテントボックスについても議論されている。

2. 英国

- 英国は自国の産業育成には興味がなく、単純に自国の立地競争力を高めようとする税制(ウインブルドン型の税制と言われている)のように見受けられる。
- 英国でも CFC 税制については労働党政権下で非常に厳しい案が出たが、製薬メーカー等の(アイルランドへの移転をカードに使った)反対もあり、現行制度に落ち着いた。また保守党に政権交代し、産業にも力点を置くようになった。
- 英国の CFC 税制はゲートウェイテストにより多くの企業が対象外となることから、納税者フレンドリーの設計になっている。一方で、対象になると詳細な計算が求められる。

- 英国で CFC のキャピタルゲインが合算課税の対象から除外されているのは、CFC のキャピタルゲインは、もともと英国の国外で蓄積された利益であるから、英国の課税権を行使する必要がないというのが本質ではないか。
- 迂回利益税 (diverted tax) がある中で、CFC 税制をどのような位置付けとして捉えているのか。
- 英国において国際課税制度を完全なテリトリアルにできなかったのは、会計の規定を変えることが難しく、コストを要するという指摘があったためか。

3. ドイツ

- ドイツは IOT (Internet of Things) 発祥の地であり、日本がこうした方向に産業政策をシフトするのであれば、インカムアプローチを採用しているドイツの税制を参考にするのも良いのではないか。
- ドイツにおいては適格組織再編から生じる所得は能動的所得として CFC 所得の対象外と整理されているが、それはどのような考え方に基づいているのか。

IV. その他論点

1. コーポレートインバージョン

- 米国では株主利益を最大化する一環として、組織再編を活用した低税率国へのインバージョンが見受けられるため、対応措置をとろうとしている。日本でもこのような組織再編による租税回避に対してはルールを定めないと税が流出する。
- 日本で更なるインバージョン対策を行う必要性については各国制度の違い(日本では配当益金不算入制度の導入や法人実効税率の引下げ等)、背景となる文化(グローバル化が進んでいない、株主利益を追求しない、納税意識が高い等)の違いを考慮して検討する必要がある。
- 仮に改正する場合、他の税制にも影響するため、コスト・ベネフィットの

観点からも検討が必要。

2. 超過利潤アプローチ・所得相応性基準

- 仮に超過利潤アプローチを導入した場合、租税条約との整合性はどうか考えるべきか。
- 米国企業は海外で稼ぐ場合の利益率が高いことから、(実現されるかどうかは分からないが)ワンタイム課税やミニマム税といった税制が検討されているのではないかと。日本とは事情が異なるのではないかと。
- 独立企業原則ではない超過利潤アプローチは、企業の経済実態を踏まえていないことから、濫用の危険性がある。
- CFC 税制や移転価格税制に超過利潤アプローチを導入することになると、国際租税だけでなく、法人税にも ACE (Allowance for Corporate Equity) を導入すべきではないかと。
- 超過利潤アプローチを導入する場合は、CFC 税制や移転価格税制の課税ベースを(超過利潤のみに求めるなど)どこに求めるかといった議論も重要ではないかと。米国及びドイツが所得相応性基準を導入しているのは、(法人税率が高いことから)企業が実効税率を下げるために、自国の知的財産を(低税率国に)移しているということが背景にあるとも思われ、このような背景が両国の CFC 税制に影響を与えているのではないかと。よって、米国も独国も同じような CFC 税制になっているのではないかと。

3. CFC 税制とその他税制との関係

- 各国の法人課税の水準と、租税回避防止税制の特徴との間にはどのような関連があるかと考えるべきか。
- 移転価格税制は CFC 税制とどのような関係にあるか。一般的には相互に補完的であるとしても、一方が強化されていけば、他方を代替する部分が増えていくと考えるべきか。
- 租税条約の枠組みの中で、許容される CFC 税制の在り方とはどのよ

うなものと考えべきか。例えば、仮に超過利潤アプローチを導入した場合、租税条約との整合性はどう考えるべきか。

- 配当益金不算入制度の導入により、テリトリアル方式に移行したのは、海外現地法人から得る配当のみであることから、同方式に対する日本の立ち位置をしっかりと検討すべき。

(以 上)